

2020年5月12日

厚生労働大臣 殿

新型コロナウイルスまん延下での介護・福祉事業者への支援に関する要望

全国地域包括ケアシステム連絡会
代表理事 村城 正

全国一律に緊急事態宣言が延長される中、「特定警戒都道府県」を中心に、医療施設は危機的な状況にあります。人的、物的資源を医療施設に集中的に投下して、何としても医療崩壊を防がなければなりません。そして、いくつかの介護・福祉施設において、すでに大規模な感染が発生していますが、医療施設のひっ迫した状況から、基礎疾患を持つ人、高齢の人が感染者となっても病院に入院することができず、施設内で療養を継続するケースが起きています。この場合、介護施設の職員が、感染者と非感染者へのケアをおこなっています。

欧米では、介護施設での集団感染が多発しており、職員の出勤拒否も起きるなどして、多数の入居者が死亡しており、「介護崩壊」といわれる事態になっていると聞きます。わが国でも事態がさらに悪化すれば、同様の事態が起きる恐れがあります。何としてもわが国で「介護崩壊」をおこさないために、以下の要望をいたします。

1. PPE（個人用防護具）について

- 医療施設でマスク等の防護具の不足が深刻な状況にありますが、介護・福祉施設においても同様の状況にあります。基礎疾患を持つ人、障がいを持つ人、要介護・高齢の人が利用する介護・福祉施設においては、感染者がいない場合でも高度な感染予防策が求められるため、マスク、消毒用アルコール等がひっ迫しています。このため、介護・福祉施設についても医療施設に次いで防護具が必要な場所と位置づけ、その確保に努めることを要望します。また、何とか確保はできるものの、価格が高騰しているものもあります。今後、感染症が発生した時のために、高騰した資材を大量に備蓄しておく必要も生じています。こうした備蓄費を介護報酬等で措置していただきたいと思えます。

- 特に、集団発生がおきた場合、医療施設と同じく、大量のPPEが必要になり、その確保が優先的な課題になります。こうした時に備え、都道府県・市町村が平時から備蓄をおこない、適宜供給する体制を作ってください。

今後、今回の流行下で発生した場合は、行政がPPEの確保に尽力していただくようお願いいたします。また、介護・福祉施設等で発生した場合は市町村行政が近隣の事業所に連絡をお願いいたします。介護職員が感染の事実を知らずに事業所に訪問し、2週間の自宅待機となり、人員不足になった事例があります。介護・福祉施設では利用者のケアで連携をしていますので、速やかに情報を共有する必要があり、この実現に向け統一したシステムをつくっていただくようお願い致します。

2. 感染予防の徹底について

- 今回、介護・福祉施設における標準的な感染予防策の徹底が、いかに重要かが明確になりました。施設内に「感染管理チーム」を設置し、質の高い感染管理のための活動を実施し、介護・福祉職員に対して標準予防策の教育研修を適切に実施することや、介護・福祉職員の不安等の相談に乗るための体制を整備し、さらに個人用防護具の適切な備蓄をおこなっている施設に対して、加算等によって介護報酬等をアップして頂けるようお願いいたします。

3. 感染者が発生した施設でのケアの継続について

- ・一旦感染者が発生し、特に集団感染によって、利用者、職員の多数が感染した場合や軽度者を施設内で療養継続しなければならなくなった場合は、いくつかの介護・福祉施設がそうであったように、ケアの体制継続が困難になります。こうした場合、DMAT(災害派遣医療チーム)、DWA T(災害派遣福祉チーム)が速やかに出動して、ケアの体制維持を図ることができるよう、国が主導して体制整備を図ることを要望します。
- ・どんなに感染予防策を徹底していたとしても、施設内で集団感染が発生することはあり得ます。そうした際、職員は極度な緊張のもとに業務を続けなければなりません。欧米では、職員が出勤拒否することで、介護体制が崩壊したケースが多くあると聞きます。こうしたケースでは、職員に例えば「危険手当」のような報酬を支給することが必要になると思います。また、防護具等の臨時的出費も膨大になります。従って医療施設での診療報酬アップに準じて、集団感染時の介護・福祉施設の報酬をアップすることを要望します。

4. 他法人への支援をおこなう場合について

- ・小さな法人で集団感染が発生した場合、法人内でケア体制を構築し続けることが困難になることが予想されます。こうした場合に、他法人に職員を派遣するよう支援を要請することが想定されます。この際、派遣した職員に手当を支給するために、支援をおこなった法人に手当相当額及び不足しがちな人材を派遣したことによって発生した経費を上乗せした報酬アップをおこなってください。

5. 経営問題について

- ・長期にわたるコロナウイルス流行によって、介護・福祉施設は経営的に大きな損失を被っています。通所施設は、休業しているところはもちろん、開業しているところであっても、できる限りの自宅待機を要請しており、デイサービスセンター、放課後等デイサービス、就労支援事業所などの通所施設は、軒並み50%あるいはそれ以下の稼働率になっています。入所系施設でも、新規入居をためらう人が多いなどの要因で稼働率が下がっています。具体的には、デイサービスセンターで利用者間の距離をとるために受け入れ人数を制限していたり、風評被害等で、利用人数が50%以下になった事業所については、在宅への電話やテレビ電話、SNS等を用いた安否確認、生活支援サービスを最大限行い、利用者の同意を前提にケアプラン通りの報酬(自己負担分は免除)を請求できるよう要望いたします。また、事業の業態(デイサービス、ショートステイなど)ではなく、一つの事業所(法人ごとでなく)で20%以上の減収のあるところに対しては、「事業存続援助金」を支給していただくことを要望します。福祉医療機構の融資制度があるものの、この状況が続けば、その返済を含めて経営継続が困難になる恐れがあります。さらなる経営支援策について検討いただきますようお願いいたします。

6. 今後の感染症対策について

今回のコロナ危機に際して、わが国は、PCR検査体制をはじめ、ICU、人工呼吸器等の救急医療体制の脆弱さが露呈しました。また、マスクをはじめとする防護具の不足にも悩まされています。これは、SARS、MARS、さらに新型インフルエンザの流行を一過性のものとして、そこから学び、感染症対策を強化してこなかったことが要因と思われます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染第2波、第3波が到来することが確実視されていますし、それらが去った後も、新たな感染症の襲来を予想した万全の体制を敷いておくことが求められます。その際、国や自治体はもちろん、事業者自身の体制整備を誘導するためにも、診療報酬、介護報酬等で配慮をお願いします。また、行政、事業者による危機意識、予防体制に万全を期するよう、専門家が主導する研修の強化を図ることが必要と考えます。

以上